

# 兵庫県公報

平成20年3月5日 水曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

規 則	ページ
政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(県民政策部総務課) .....	1

## 公布された法令のあらまし

◎政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第6号)  
郵便貯金法の廃止により郵便貯金の制度が廃止されたこと、証券取引法の一部改正により信託の受益権が有価証券とみなされることとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第6号

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年兵庫県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第3項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の右に「、金銭信託」を加え、同条第4項から第7項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

様式第1号4中「・郵便貯金」を削り、

「

貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円

」

を

「

貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
-----------------	---

」

に改め、同様式5を削り、同様式6(1)中「・社債券」の右に「・金銭信託」を、「額面金額の総額」の右に「(金銭信託については元本の総額)」を加え、

「

社 債 券	円
-------	---

」

を

「

社	債	券	円
金	銭	信	託
			円

」

に改め、同様式中6を5とし、7から10までを6から9までとする。

様式第2号4中「・郵便貯金」を削り、

「

貯金の総額（普通貯金を除く。）	円
郵便貯金の総額（通常郵便貯金を除く。）	円

」

を

「

貯金の総額（普通貯金を除く。）	円
-----------------	---

」

に改め、同様式5を削り、同様式6（1）中「・社債券」の右に「・金銭信託」を、「額面金額の総額」の右に「（金銭信託については元本の総額）」を加え、

「

社	債	券	円
---	---	---	---

」

を

「

社	債	券	円
金	銭	信	託
			円

」

に改め、同様式中6を5とし、7から10までを6から9までとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。